

第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

高鍋町では、日向灘や小丸川などの多様な自然景観、中心市街地などの市街地景観、高鍋城址や高鍋神楽をはじめとする歴史的・文化的景観などの高鍋らしさを醸し出している多様な景観が町全域にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、町全体での良好な景観づくりを進めるために、町全域を景観計画の区域として定めます。



▲高鍋町の景観計画区域